

[事案 29-57] 新契約無効請求

・平成 29 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から契約にリスクはないという説明を受けていたことを理由に、既払込保険料の返金を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 10 月に銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)年金支払開始を迎えるにあたり、保険会社からの通知により、積立金額が元本（一時払保険料）を下回っていることがわかった。
- (2)契約時、募集人は、本契約にリスクはないという虚偽の説明をしたが、元本保証があるのは受取期間 15 年間の年金受取とするときのみであり、一括受取の場合に保証はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレット等の募集資料にもとづき、本契約の積立金が国内外の株式や債券で運用され運用損が発生する可能性がある旨の説明を行い、申立人は理解したうえで申込みをした。
- (2)申立人が平成 23 年 1 月に当社のコールセンターに問い合わせたときの会話内容からすると、申立人は運用損が発生する可能性があることを理解していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による虚偽の説明があったとは認められず、また申立人が契約内容を誤解して契約していたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。